（会計方針の変更に関する記載）

第四条　会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。

（総額表示）

第五条　貸借対照表における資産、負債及び純資産並びに損益計算書における収益及び費用は、原則として総額をもって表示しなければならない。

第二章　貸借対照表

（貸借対照表の表示）

第六条　貸借対照表は、会計年度の末日における全ての資産、負債及び純資産の状況を明瞭に表示しなければならない。

2　貸借対照表は、様式第一号により記載するものとする。

（貸借対照表の区分）

第七条　貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に、資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、純資産の部を基金及び積立金に区分するものとする。

（資産の評価原則）

第八条　資産については、その取得価額をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は受贈その他の方法によって取得した資産については、取得時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって貸借対照表価額とする。

（固定資産の評価）

第九条　固定資産（有形固定資産及び無形固定資産に限る。）については、次項及び第三項の場合を除き、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

2　固定資産（次条第一項に規定する金銭債権を除く。）については、資産の時価が著しく低くなった場合には、回復の見込みがあると認められるときを除き、時価をもって貸借対照表価額とする。

3　第一項の固定資産については、使用価値が時価を超える場合には、前二項の規定にかかわらず、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

（金銭債権の評価）

第十条　未収金及び貸付金その他の金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、貸倒引当金として当該徴収不能の見込額を控除するものとする。

2　前項の場合にあっては、取得価額から貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額とする。

（基金）

第十一条　基金には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条の規定に基づく基金（同法第百四十一条の規定に基づき返還された金額を除く。）の金額を計上するものとする。

（積立金）

第十二条　積立金には、当該会計年度以前の損益を積み立てた純資産の金額を計上するものとする。

2　積立金は、代替基金及び繰越利益積立金その他積立金の性質を示す適当な名称を付した科目をもって計上しなければならない。

第三章　損益計算書

（損益計算書の表示）

第十三条　損益計算書は、当該会計年度に属する全ての収益及び費用の内容を明瞭に表示しなければならない。

2　損益計算書は、様式第二号により記載するものとする。

（損益計算書の区分）

第十四条　損益計算書は、経常損益及び当期純損益に区分するものとする。

（経常損益）

第十五条　経常損益は、事業活動から生ずる収益及び費用並びに事業活動以外の原因から生ずる収益及び費用であって経常的に発生する金額を記載して得た損益の合計額を計上するものとする。

（当期純損益）

第十六条　当期純損益は、経常損益に、特別損益として臨時的に発生する損益を加減して税引前当期純損益を計上し、ここから法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税の負担額を控除した金額を計上するものとする。

第四章　補則

（貸借対照表等に関する注記）

第十七条　貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　継続事業の前提に関する事項

二　担保に供されている資産に関する事項

三　法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額

四　法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する関係事業者に関する事項

五　重要な偶発債務に関する事項

六　重要な後発事象に関する事項

七　参加法人との取引の内容

八　その他地域医療連携推進法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

附　則

この省令は、平成二十九年四月二日から施行する。